

2023 年 9 月 20 日

埼玉県知事 大野 元裕殿

一般社団法人 埼玉中小企業家同友会

代表理事 太田 久年

代表理事 小松 君恵

代表理事 米山 正樹

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合 2-3-2

新都心ビジネス交流プラザ 10F

TEL：048-747-5550 FAX：048-747-5560

URL：<http://www.saitama.doyu.jp>

2024 年度 埼玉県の中小企業政策に対する 中小企業家の要望・提言

一般社団法人埼玉中小企業家同友会の概要

- ・ 設立：1974 年 4 月
- ・ 代表理事：太田久年（（株）ハウユウ 代表取締役）
- ・ 代表理事：小松君恵（（株）コマーム 取締役会長）
- ・ 代表理事：米山正樹（社会保険労務士法人プラスワン労務 代表社員）
- ・ 会員数：1003 人（全国 4 万 7 千人）
- ・ 活動：埼玉県下16の支部（基礎的組織）で中小企業経営者が参加する異業種の経営者団体であり、「経営体質の強化」「経営者の能力向上」「経営環境の改善」をめざすという「3つの目的」に基づき活動しています。

中小企業家同友会の三つの目的

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な 経営体質をつくることをめざします
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収 し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的、平和的な繁栄をめざします

2024 年度 埼玉県の中小企業政策に対する中小企業家の要望・提言

はじめに

中小企業家同友会全国協議会（埼玉中小企業家同友会）が行っている景況調査の 2023 年 4～6 月期では業況判断 D I は 6→8、売上高 D I は 14→11、経常利益 D I は △3→3、景況を示す業況水準 D I は 2→3 と改善しました。主要指標は前期並みに回復しました。

次期予想では製造業を除きほぼ好転を予測しています。設備投資にも薄日が差してきました。しかし、GDP の半分以上を占める個人消費は若干低くなりました。世界情勢が先行き不透明の中、今後の変化に注視していかなければなりません。

このような中で、私たち埼玉中小企業家同友会は、地域に根差し、地域の活性化を通して自社の成長も作り出そうと、中小企業憲章に基づく地域振興条例の制定運動に取り組んでいます。このような流れを盛り上げることも含め、7 月 13 日～14 日に当会の全国定時総会を埼玉大宮ソニックで開催いたしましたが大野知事を始め、多数の方にお越しいただきました。また、全国から 1200 名の参加者を招いて無事、開催できました。ご協力に心から感謝するものです。今後も一層のご支援をお願いします。

私たち埼玉中小企業家同友会は、「三つの目的」のもと、自社の経営を維持発展させ、経営者自身を磨き、自社を取り巻く経営環境を改善させる運動を通じて、地域の雇用の確保と地域振興を自治体と一緒に図って行きたいと活動している経済団体です。

中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい環境下にあるという観点に立って、埼玉県の中小企業政策に対して要望・提言させていただきます。

I. 公平、公正な市場のルールを確立し、中小企業の価格転嫁が進むよう健全な競争環境の醸成を

(1) 原料や資材、燃料などが一気に高騰する中で、経費増加分の価格転嫁が困難で賃上げもままならず、中小企業は厳しい経営環境下にあります。立場の弱いものがしわ寄せされないよう、県内中小企業の取引環境を改善し、公平・公正な取引環境の実現をめざす施策を推進していただきたい。

(2) 価格転嫁交渉が進むよう「価格交渉促進月間」を通年の取り組みとして推進し、「パートナーシップ構築宣言」(埼玉同友会：現在 73 社)を実効あるものにしていただきたい。宣言調達・購買時など実質的で公正な取引の視点から中小企業に配慮した取引条件の確立を図る施策を、県として推進していただくとともに、国に働きかけていただきたい。特に労務費の価格転嫁が進んでいないことを鑑み、大企業を含め社会全体の取り組みになるよう支援していただきたい。

(3) 「中小企業緊急相談窓口」における相談件数及び相談内容を、経年の変化とともに示していただきたい。また、相談実績を踏まえた施策の実施状況を示していただきたい。

II. 経営者保証ありから経営者保証なしへ中小企業金融のパラダイムシフトを

(1) 経営者保証を求めない金融機関が増えるなど全国的に融資慣行の見直しが進められている中、県内においても、その動きが一層広がるよう県内金融機関に働きかけていただきたい。新規融資については経営者保証なしが増えつつあるが、既存融資についても、「経営者保証に関するガイドラインの 3 要件」を満たし得る融資先に対しては経営者保証なしに切り替えを進めるよう県内金融機関に働きかけていただきたい。

(2) 新型コロナ緊急融資の据え置き期間および返済期間の延長と資本金劣後ローンの拡充、金融機関による経営支援強化について、県としての対応を促進していただきたい。また、コロナ借り換え保証制度を中小企業がより使いやすいものになるよう国に働きかけていただきたい。

(3) 金融機関による伴走支援、「専用当座貸越」や資本金劣後ローン、経営支援の取り組み強化など、より一層、融資先に寄り添った支援サービスを県内金融機関に働きかけていただきたい。

(4) 当会では、会員経営者自らが自社経営の羅針盤となる経営理念、長期ビジョン、経営方針・計画などを「経営指針」として成文化し、自社経営に活かしています。当会が長年独自に実践してきている取り組みを理解し、県内金融機関に周知していただきたい。

Ⅲ. 労働環境改善と多様な人材が活躍する就労環境の拡充のために

(1) 日本の雇用の7割を支える中小企業の労働環境改善の自主的な取り組みを支援するとともに、公正な経営環境づくりに取り組んでいただきたい。働き方改革の推進にあたっては中小企業憲章（※別添資料参照）の立場から施策を実施していただきたい。

(2) 毎年の最低賃金の引き上げについては、早い段階で広く中小企業の意見を聞くとともに、①社会保険料の助成や減免制度の創設、②取引関係の一層の適正化、③業務改善など付加価値向上への支援等の施策を、国に働きかけるとともに、県としても進めていただきたい。

(3) 年収130万円を超えたパート労働者等は、社会保険加入が必要となり手取り収入が激減するため、賃金が上がっても労働時間を抑制します。「収入の壁」問題に対する県の考え方を示していただきたい。

(4) 労働環境の構造的な課題への取り組みとして「雇用の流動性確保」が言われているが、「社会的な適材適所」の見地から施策を展開していただきたい。「人手不足分野へのマッチング強化」に繋がるセミナーや採用面接会などを拡充し、その際、当会が長年独自に実施してきている取り組みとの連携を強化していただきたい。障害者・女性・シニアなど、多様な働き方の推進と人材確保・人材育成の取り組み強化、就業支援の拡充を強化していただきたい。

(5) 在宅勤務やフレックスタイム制など、子どもを持つ従業員が働きやすい就労環境の周知・普及に努め、就学前までの残業免除権の拡充について国に働きかけていただきたい。同時に、仕事と育児の両立は、従業員が少ない中小零細企業ほど難しい実態があります。仕事と育児の両立・少子化対策に様々な工夫をして取り組む中小零細企業の好事例を評価して、県独自の付加価値をつけていただきたい。

(6) 女性が安心して働ける就労環境づくりが遅れている建設業界の労働安全衛生、職場環境改善の取り組みを推進していただきたい。また、女性が管理職や役員として活躍

できる企業づくり、男性が積極的に育児休業を取得できる企業づくりのための支援策を拡充していただきたい。

(7) 事業承継に関する施策は様々あるものの、タイミングが合わず制度を利用出来ないケースも少なくありません。長いスパンで承継計画が描けるよう制度支援していただきたい。

Ⅳ. 中小企業・小規模企業の継続・発展のための公正な税制を

(1) 少子化対策は、税制・社会保障・医療費・保育費・教育費・奨学金・住居費等あらゆる分野に及ぶため、総合的な対策が必要です。世帯収入が上がり、家計負担が軽減される対策を国に働きかけていただきたい。

(2) 賃上げ税制の税額控除は黒字法人しかメリットがありません。広く分配するため、基礎控除や給与所得控除の引き上げを実施し、手取り収入の増加を図るよう国に働きかけていただきたい。

(3) 適格請求書等保存方式（インボイス）は中小・小規模事業者にとって死活問題であり、対応できない事業者は市場から排除され、企業経営や国民生活に大きな混乱をもたらします。適格請求書等保存方式の導入凍結もしくは中止を国に働きかけていただきたい。

Ⅴ. 中小企業を取り巻く採用と教育環境の重視

(1) 学校教育等においては、中小企業の実態に即した最新かつ正確な姿を教え、小・中学校など学齢期の早期段階から中小企業における職場体験・インターンシップを授業に組み込んでいただきたい。インターンシップは、生徒が働く意味や生き方を学ぶ機会となるよう取り組んでいただきたい。

(2) 高校生の地元就職促進に関しては、県内中小企業とのマッチング強化の観点から、県立高校とのPBL授業（課題解決型授業）の連携を強化していただきたい。

Ⅵ. 特別支援学校の生徒・保護者に対して、中小企業の障害者雇用への取り組みの周知を

(1) 地域で障害者雇用に取り組んでいる中小企業との出会いの場が増えることは、障害者雇用の促進につながります。県内特別支援学校（特に職業モデル校および高校内分校）の生徒・保護者に対して、中小企業の障害者雇用への取り組みの周知や、取り組みを紹介する場を積極的に創出していただきたい。

Ⅶ. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な競争の促進を

(1) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高め、地域に精通した中小企業への受注機会を更に拡大していただきたい。そのため、県発注公共工事へのスライド条項の適用状況について、経年の変化を一覧表、グラフ等で示していただきたい。

(2) 県が発注する事業においては、まず真っ先に担えそうな県内中小企業をリサーチしていただきたい。また、県内中小企業を育成する観点から、県内中小企業の連携により実現し得る施策を企画し、伴走していただきたい。

(3) 一般競争入札基準（全省庁統一資格）は大企業に有利であり、県独自に中小企業にとって公平な入札制度を実施していただきたい。

(4) 介護、保育分野等における「公定価格の地域区分」の在り方を見直していただきたい。県内人材が県内事業所で働きやすくするためにも、「公定価格の地域区分」格差対策を実施し、県内企業が賃上げに取り組める環境を創出していただきたい。

Ⅷ. 中小企業が地域で仕事をつくりだすための支援の抜本的強化を

(1) 仕事づくりを自治体が推進できる施策の充実、地方都市でのスタートアップエコシステムの支援強化を図っていただきたい。

(2) DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じて、生産性向上やBCPの充実、経営革新を図っていくことが急務となっているが、デジタル人材は不足し、中小企業においては専門技術者を雇用する余裕はありません。在籍する従業員を再教育し、WEBやITツールの利用スキルを高めるため、社員の教育訓練に対する費用助成や県内

I T事業者を活用するスキームをつくっていただきたい。

(3) 当会では、新たな事業創出のために環境問題等に取り組む企業があり、埼玉県のサーキュラーエコノミー（企業の循環経済）活動に興味を持ち、事業変革しようとしている企業も増えつつあります。更なる普及啓発活動を強化し、各種補助制度・助成制度の拡充など関連予算枠を拡大していただきたい。

(4) 人口減少等で衰退する自治体では、まちなか投資の喚起・老朽化した商業施設への対応が急務です。特に県北地域において、商業施設のまちなか誘致に対するローカルP F Iを推進するにあたり、県外大手事業者だけを採択せず、県内中小事業者を積極的に登用していただきたい。

参考資料

中小企業憲章

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいうべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。

しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな

経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一．経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を

促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二．起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三．創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に

挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四．公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五．セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する

- ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
- ・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
- ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・地方自治体との連携を一層強める
- ・政府一体となって取り組むこととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二. 人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七. 地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環

境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八．中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

（結び）

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。